

トラック輸送における働き方改革推進のための取組について

第16回 鳥取県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会

鳥取労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

発着荷主等への荷待ち時間の削減に係る要請と働きかけ①

トラック運転者の方の長時間労働の要因には取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主等に対して要請と働きかけを行っている。

○ 発着荷主等に対する要請実施状況

	令和6年1月～令和6年12月
実施件数	126件

※ 実施件数は延べ数

<要請を行った主な業種>

製造業、卸売業、小売業 等

<主な要請事項等>

- ・ 長時間の恒常的な荷待ちの改善
- ・ 令和4年12月に改正された改善基準告示の周知及び遵守
- ・ 「標準的運賃」や「改正物流法」に関する周知

厚生労働省
鳥取労働局

Press Release

令和4年12月23日

【照会先】

鳥取労働局労働基準部監督課
課長 山壁 典文
荷主特別対策担当官 長田 光彦
(直通電話) 0857-29-1703

報道関係者 各位

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました
～鳥取労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

厚生労働省が、本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））を改正（※）することに伴い、鳥取労働局では、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。 ※適用は令和6年4月1日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働きかけを一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

鳥取労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

- トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています
「荷主特別対策チーム」は、新たに任命した荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する鳥取労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成されています。
- 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者へ改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- 鳥取労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます
鳥取労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。
- 長時間の荷待ちに関する情報を収集します
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事業主などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



※ URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html

発着荷主等への荷待ち時間の削減に係る要請と働きかけ②

発着荷主等に対する要請を行う中で、県内では特段長時間の荷待ち時間は発生していない。
また、荷主等に対する要請を行う中で、鳥取県内における好事例を把握した。

鳥取県内における荷待ち時間削減の取組例

- あらかじめ荷主企業と運送企業の間で荷物の搬入や搬出する時刻を定め、運送企業のはその時間通りに来てもらうことで、他の事業者が荷積みや荷下ろしするのを待つ必要がなくなった。
- 荷主企業は定められた場所に荷物を用意し、運送企業は都合の良いタイミングでそこから荷物を積み込むようにする。搬入の際にも、予め定められた場所に運送企業が都合の良いタイミングで荷物を下ろすようにすることで、荷主企業及び運送企業がそれぞれの都合に合わせて作業できるようになった。
- 荷主企業の労働者の多くがフォークリフト運転手の資格を取得し、積み込みや積み下ろしの際にフォークリフトの運転手が不足しているために待ち時間が発生する状態を解消した。

発着荷主等への荷待ち時間の削減に係る要請と働きかけ③

労働基準監督署による荷主等への要請時には長時間の荷待ちの改善を更に促していくために、最新の施策を踏まえたリーフレット「STOP! 長時間の荷待ち」を使用

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
なくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

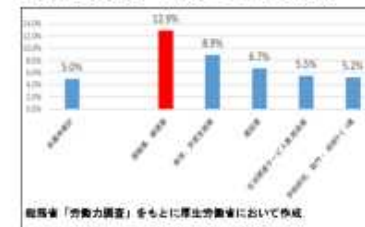


出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（R5年、上位業種）



出典：「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。

このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。



何も対策をしなければ、**2030年には34%の輸送力が不足するかもしれません。**

トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」を合計すると、約7割を占めます

こうした状況を踏まると、**発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。**

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発着荷主等への荷待ち時間の削減に係る要請と働きかけ④

労働基準監督署による要請時には「標準的運賃」や「改正物流法」の周知も併せて実施

発着主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・納品リードタイムの確保（着荷主）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発着主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた
荷主事業者・物流事業者の取組に関する
ガイドライン」（2023年6月）



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！」「輸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した発注時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。
荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「標準的運賃」が告示されました



「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。
こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発着主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。
また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や運送体制管理の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた

「改正物流法」についてご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「改正物流法」について



お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

働き方改革に積極的に取り組む運送事業者との意見交換

荷主と協力して荷待ち時間の削減などに取り組む運送事業者とその荷主、行政機関（鳥取労働局、鳥取運輸支局）による意見交換を令和6年11月に開催し、県内企業の実情を広く周知

<意見交換参加者>

運送企業：日本海運輸有限会社（以下「日本海運輸」）

荷主企業：日段株式会社（発荷主。以下「日段」）

行政機関：鳥取労働局、鳥取運輸支局

<運送企業と荷主企業による主な取組内容や成果>

○ 定期的に配送に関する会議を実施【日本海運輸と日段の取組】

両者で年に数回「配送検討会議」を開催し、現状の配送（積み込みや荷下ろし）における問題点の共有などを行い、改善を図る。

○ 共通パレットの導入【日本海運輸と日段の取組】

荷主企業が中心となって、パレット導入の費用負担や着荷主との調整を行い、出荷から到着まで一貫したパレット輸送を実現し、荷役作業時間を3分の1に改善

○ 運賃の改定【日本海運輸と日段の取組】

日本海運輸と日段の間で5年ほどの期間で3度の運賃改定を実施。これによりドライバーの賃金引上げを行うことができ、社員の定着や若返りに寄与している。

○ 人材確保への取組【日本海運輸の取組】

- ・ 荷役作業時間を軽減するために、トラック荷台床が前後に動く設備を導入
- ・ 希望に応じたキャリアを実現しにくい点が運送業界の人手不足の一因と考え、グループ会社とも連携し職種（短距離や長距離ドライバー、総合職）間のキャリアアップやキャリアチェンジできる制度を整備



【意見交換の様子】



【配送に使用しているパレットや荷台床が動くトラック】

トラック運転者に関する国民向けの周知広報

トラック運転手も含めた時間外労働の上限規制に関して特設サイトを開設し、広く理解と協力を呼びかけている。

○ 特設サイトの主な内容

<動画コンテンツ>

- ・ Ver.1 改善基準告示の改正内容の説明や荷主と運送事業者が協力して荷待ち時間の削減等を行うよう呼びかける
- ・ Ver.2 荷待ち時間や荷役作業時間の削減について、荷主に対して理解と協力を呼びかける。加えて、国民に対しても、トラック運転手の負担軽減のため再配達削減等の協力を呼びかける【令和6年11月新規公開】



<取組事例>

- ・ 運賃の引上げや時間外労働の削減に取り組んだ運送企業の事例を紹介

<建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたスヌメ>



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

- ・荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行っていくため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設け、リニューアルを行った。
- ・「物流情報局」では、時間外労働の上限規制や改善基準告示に関する情報だけでなく、改正物流法等についても情報を発信している。



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



トラックトップページ

いま、考えていませんか？
**物流を変える
トラック運転者**
のこと。

新規OPEN!!

物流情報局
NEW

● 荷主の皆さまへ
● 事業者の皆さま
(トラック運転者の皆さま) へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
 - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
 - 標準的運賃
 - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
 - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
 - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）

法律による上限 特別条項（例外）	年960時間	時間外労働
法律による上限 限度時間（原則）	✓ 月45時間 ✓ 年360時間	
法定労働時間	✓ 1週40時間 ✓ 1日8時間	1年間（12か月）

改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、 9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
① 284時間超は連続3か月まで。
② 1か月の拘束外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所等以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら

